

商品概要説明書

年金友の会プレミアム定期貯金<単利型>

(令和6年11月18日現在)

1. 商品名	・年金友の会プレミアム定期貯金<単利型>
2. 販売対象	・当JAで年金受取をしている個人
3. 期間	・定型方式 ・1年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により元金自動継続の取扱いができます。
4. 取扱商品	・スーパー定期貯金
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度 (5) 預入店舗	・一括預入 ・1契約につき20万円以上 ・10万円単位 ・お一人様1,000万円まで ・公的年金等の振込をご指定いただいている店舗のみで預入できます。
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時、継続時のキャンペーン特別金利を適用します。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して指定本人口座に支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・個人の場合は20.315% (国税15.315%, 地方税5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭のコピーボードまたはホームページに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.500%を上乗せした利率) ・マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
10. スーパー定期貯金中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日到来時点で当JAで年金受取が確認できない場合は自動継続とならず非自動継続となります。 ・他のキャンペーン定期との併用はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA加古川南